

旧昭和小学校及び旧西中学校跡利用方法行政案

施設名	行政案	行政案に決定した理由等
旧昭和小学校	公用又は公共用に供する施設として利用	<p>○水道庁舎について、本庁舎に近隣することでの市民や業者の利便性の向上、災害時における対策本部との迅速な連絡調整の必要性、元宿浄水場や庁舎内の関係各課との連携、駐車場等の確保などを考慮し、決定しました。</p> <p>○水道庁舎として利用するとともに、残りのスペースは、施設の統廃合などに伴う施設の移転先等として利用することから、公用又は公共用に供する施設としました。</p>
旧西中学校（校舎）	総合教育センターとして利用	<p>○明治時代の山田第一高等小学校から始まり、町立桐生中学校（現在の桐生高校の前身）、桐生市立高等実践女学校（現在の桐生商業高校の前身）などとしても利用され、本市の教育にとって特筆すべき地であるという歴史的背景を重視しました。</p> <p>○教育委員会事務局、教育研究所、文化財保護関連施設を統合した総合教育センター構想があったこと、また、教育関連施設の集約による業務の効率化、保護者や教育関係者の利便性の向上、適応指導教室の独立性の確保などを考慮し、決定しました。</p>

※ 旧西中学校（運動場）の跡利用方法については、引き続き「教育施設・用地として売却・貸付」とします。